

令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月10日

高知市長 桑 名 龍 吾

令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、現下の物価高騰による影響を受けている中小企業者であって、先端設備等を導入するものに対して、令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、本市に事業所を有するものをいう。
- (2) 先端設備等 法第2条第14項に規定する先端設備等をいう。
- (3) 先端設備等導入計画 法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画（同計画内に賃上げの方針を従業員へ表明した旨を記載するとともに、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を添付しているものに限る。）であって、同項の規定による本市の認定を受けたものをいう。
- (4) 認定経営革新等支援機関 法第31条第1項の規定による認定を受けた者
- (5) 投資計画に関する確認書 認定経営革新等支援機関が、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第7条第2項に定める投資計画の要件を満たしていることを確認し、発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書をいう。
- (6) 取得価格 導入する設備等の1台又は1基（通常1単位として取引されるもの）の購入代価をいう。ただし、ソフトウェアについては、1式（通常1単位として取引されるもの）の購入代価をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす中小企業者とする。

- (1) 先端設備等導入計画を策定していること。
 - (2) 第8条の申請の日（以下「申請日」という。）において、先端設備等の導入により生産性を向上させようとする事業を本市域で2年以上継続して実施していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める者
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。）
 - (3) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
 - (4) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
 - (5) 市税等を滞納している者
 - (6) 令和6年2月27日以降に補助金の交付を受けた者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条に規定する補助対象設備等を導入する事業（リース料、割賦購入費用及びサブスクリプションに係る経費を除く。）であって次に掲げる

要件を満たすものとする。ただし、他の補助金等の交付を受けた事業は対象とはしない。

- (1) 当該導入に関する先端設備等導入計画について、令和7年2月3日以降に法第52条第1項の規定による本市の認定を受けていること。ただし、法第53条第1項の規定による認定は除く。
- (2) 令和8年2月28日までに次条に規定する補助対象設備等を購入すること。
- (3) 次条第4号に掲げる設備等のみを導入するものでないこと。

(補助対象設備等)

第5条 補助金の交付の対象となる設備等（以下「補助対象設備等」という。）は、先端設備等（次に掲げる設備等）に限り、中古のものを除く。）であって、先端設備等導入計画に記載のある設備等かつ、先端設備等導入計画の認定申請時に、年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることについて認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要な設備等とする。

- (1) 機械及び装置で1台又は1基の取得価格が160万円以上のもの
- (2) 器具及び備品並びに測定工具及び検査工具で1台又は1基の取得価格が30万円以上のもの
- (3) 建物附属設備で1台又は1基の取得価格が60万円以上のもの（家屋と一体で課税されるものは除く。）
- (4) 前各号に掲げる設備等を導入するために必要なソフトウェアで1式の取得価格が30万円以上のもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費とする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に補助率3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は補助上限額2,000,000円のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは所定の令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容の変更（補助金額の増額又は30パーセントを超える減額を伴う変更に限る。）をし、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 令和8年2月28日までに第12条で規定する令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業実績報告書（様式第4号）の提出を行わなかったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の令和6年度高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(調査等)

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

2 補助事業者は、本事業完了後5年間は、本市が行う本事業に係る調査に協力しなければならない。

(整備保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第15条から第19条までの規定、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。